

2025年9月4日付けで、「確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格（変更案）等」に対する意見募集を実施しました。

お寄せいただいた意見・質問等及び本機関の回答については下記の通りです。

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集期間：2025年9月4日（木）～9月24日（水）

(2) ご意見の総数：1件（確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格：1件）

2. ご意見・ご質問等及び回答

下表の通り

※ いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所については事務局で修正）

項番	対象文書名	頁・章・節	意見・質問等※	本機関の回答
1	確定使用量通知業務ビジネスプロトコル標準規格	1.業務概要 1.2 対象範囲	機器点計量制度における、機器点計量値に対するTSOの業務所掌を確認したい。 ①機器毎の計量を確定する業務について 機器毎の計量値の確定は、届出事業者の責任のもと、届出事業者が設置した計測機器の判断で確定されるものなのか、それとも、TSOの責任のもと、TSOが設置するスマートメーターの判断にて確定されるものなのか ②機器毎の計量値の検証について TSOは届出事業者が設置した計測機器からのデータを受領し、本ビジネスプロトコルに基づき公開するだけであるか、それとも、値はTSOにて検証後、公開するものなのか	・機器点の計量値を活用したサービス提供においては、事業者さまが設置した特例計量器等の計量値を一般送配電事業者が次世代スマートメーターで収集後、本ビジネスプロトコルに基づき、対象の事業者さまに通知いたします。 ・その際、「特定計量（IoTルート）運用ガイドライン」に記載の通り、「受電点事業者による補完データの提出は不要とし、当該コマは欠測のまま一送から受電点事業者へ確定値を提供する」とこととされております。 本サービス提供に関しては、事業者さまにおいて様々な用途が想定されるところ、一般送配電事業者において、収集した計量値の検証を行う業務は想定しておりません。 ・ただし、需給調整市場における取引や託送業務における量の確定に関しては、別途、必要に応じ、事業者さまから一般送配電事業者へ補完データを提出いただいた上で、改めて供出電力を定めます。